

## 「次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)」についてのご意見・ご提言

令和2年11月25日  
大阪府健康医療部  
健康推進室国民健康保険課

### ※受付順に掲載

No.	意見等	府の考え方
1	<p>基本的な考え方の中で「保険財政の安定的運営」とありますが、もっと公的なお金を投入してほしい。</p> <p>大阪府には、まだまだ関連団体の支出や予算の内容の甘さがあらゆるところにあり、それら(お金)を回わせばすむ話だと思います。保険料は低くしてほしい。</p> <p>又、運営方針なので、方針としてもう少しあつまかに書いてほしい。</p>	<p>国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えており、府として独自の財源措置を行うことは考えていません。このため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。</p> <p>また、運営方針の策定にあたっては、国から示された都道府県国保運営方針策定要領に沿い、その策定にあたっています。</p>
2	<p>P13(2)財政収支に関する記載がありますが、その中で、国民健康保険特別会計において収支とありますが、何がよい収支かどうか定義がはっきりしません。</p> <p>もっと公的なお金を投入して収支をよくすればいい話で、大阪府にはまだまだ関連団体のむだな支出や、予算の内容の甘さがあらゆるところにあるので、それ(お金)を保険料を低くおさえるのに使ってほしい。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えており、府として独自の財源措置を行うことは考えていません。このため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。</p>
3	<p>「府における国保制度の運営に関する基本的な考え方」に「被保険者間の受益と負担の公平の確保」とありますが、とんでもない考え方です。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を市民・府民が暮らせる社会を国や自治体が保障するための国保制度のはずです。国民健康保険法第1条にも「社会保障及び国民保健の向上に寄与する事を目的とする」とあり、住民の助け合いの制度ではありません。生活費を切り刻んで健康を損ない、病気になるような制度にしてはいけないです。</p>	<p>社会保障制度は、一般的には「社会保険」「公的扶助」「社会福祉」「公衆衛生」とされており、国保制度は、「社会保険」の一つとして日本の社会保障の中心をなすものと認識しています。</p>
4	<p>この間、府下市町村の国保会計は好転し、2018年度は合計約150億円(一人あたり約7700円)もの黒字(財政調整基金)が積みあがっていますが、大阪府は「国保運営方針」で黒字分を国保料の引き下げに使うことをやめるよう市町村に強要しています。市町村自治・住民自治の否定ではないでしょうか?「府内統一化」の下でも、国保料や減免の決定権は市町村にあることを明記し、法定外繰り入れ解消を達成した市町村への報奨金制度など実質的に市町村の決定権を奪う仕組みは廃止してください。そして、全国的にみて、高すぎる国民健康保険料を引き下げて下さい。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。</p> <p>また、財政調整基金は、当該市町村の条例に基づき設置され、その繰出については、収納不足の場合の事業費納付金への充当等に繰り出すものとしています。</p> <p>国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。</p>

No.	意見等	府の考え方
5	<p>1. 「基本認識」の冒頭に社会保険制度としての国保という認識に疑義を呈します。国保法には、国保を社会保障と位置づけています。すべての国民に加入義務を課す点からも、まず社会保障の基本体制の上に、医療費の高騰や財政上一部社会保険を活用する基本姿勢を強く求めます。</p> <p>2. 「大阪府で一つの国保」の考えも、本来の地方自治の本旨に反すると思います。ただ、国保運営上、市町村で大きな不平等があるとしたら問題です。それを広域化で正そうとする場合には、府の行政上の施策が第一で、ただ市町村の平準化で埋めようとすることには反対です。</p> <p>3. 「府で一つの国保」なら、納付率および料金徴収の体制、滞納者への対応も同じであるべきですが、現実はそうなっていません。無理な広域化には反対です。</p>	<p>1. 国保制度は、「社会保険」の一つとして日本の社会保障の中心をなすものと認識しています。</p> <p>また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。</p> <p>2. 平成29年度までの国保制度は、市町村ごとに運営されていたため、被保険者の医療機関における窓口負担（一部負担金）が同じであるにもかかわらず、住む市町村によって保険料率が異なっており、負担の公平性の観点からも、制度改革を行ったものです。</p> <p>平成30年度からの現行制度では、「大阪府で一つの国保」として被保険者の資格管理が府域単位に変更されるとともに、財政面では、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになります。</p> <p>3. 平成30年度からの現行制度においては、負担の公平化の観点から、保険料率を府内で統一するとともに、減免基準や任意給付等、統一して実施すべきものについては、共通基準を設定し、運用することとしています。</p>
6	国民健康保険料を府内統一にした為に保険料が高く、払う事が出来ません。府内統一をやめて下さい。南河内は高度の医療もなく、医療が不平等であるのに、府内統一の保険料にすることは認められません。	<p>国保は、構造上の課題を抱えていることから、今後、人口減少・超高齢化が進展する中、市町村単位の仕組みのままであれば、将来の保険料水準に大きな格差が生じるものと考えています。</p> <p>平成30年度からの現行制度では、「大阪府で一つの国保」として、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになります。</p> <p>国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。</p>
7	国保料が高すぎる問題を含む「国保の構造的問題解決」のために2018年度から「府内統一化」が強行されたが、一人あたり統一国保料は毎年約1万円も値上げされた。構造的問題を深刻化させる「府内統一化」は直ちに中止すること。	<p>国保制度改革は、増大する医療費や、国保の構造的課題などを背景として、国民皆保険制度を支える国保制度が、将来にわたって持続可能なものとするため、「公費による財政支援の拡充」と「運営の在り方の見直し」を二つの柱として実施されたものと認識しています。</p> <p>大阪府としては、制度設計に責任を持つ国に対し、万全の財政措置を講じるなど、引き続き要望してまいります。</p>
8	コロナによる廃業や雇止めが深刻化しており、来年度は加入者の所得が大きく減少することが予想される。このような中で、国保料の大幅連続値上げに突き進めば、加入者の生活が脅かされる。大阪府独自の財政措置により統一国保料を大幅に引き下げるこ	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度において継続されるよう要望をしております。</p>
9	この間、府下市町村の国保会計は好転し、2018年度は合計約150億円もの黒字が積みあがっているが、大阪府は黒字分を国保料の引き下げに使うことをやめるよう市町村に強要しているので、このようなことはやめて下さい。	<p>市町村の国保特別会計において、剩余金が生じた場合に、国保財政調整基金に積み立て等を行います。</p> <p>この財政調整基金については、保険料率を統一する観点から、その取扱いを定めております。</p>

No.	意見等	府の考え方
10	コロナによる廃業や雇止めが深刻化しており、来年度は加入者の所得が大きく減少することが予想されます。このような中で国保料の大幅連続値上げに突き進めば加入者の生活が脅かされる。大阪府独自の財政措置により統一国保料を大幅に引き下げるこ	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度において継続されるよう要望しております。
11	「府における国保制度の運営に関する基本的な考え方」に「被保険者間の受益と負担の公平の確保」とありますが、とんでもない考え方です。憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を市民・府民が暮らせる社会を国や自治体が保障するための国保制度です。生活費を切り刻んで健康を損ない、病気になるような制度にしてはいけないと存じます。	国保制度は、「社会保険」の一つとして日本の社会保障の中心をなすものと認識しています。 国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分からう仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。
12	年金が下がり続ける中で、国民健康保険料の負担が大きく、生活が大変になっていますので、保険料を引き下げる下さい。 家族の中に子どもがいると、子どもにも平等割があり、収入が少ない中で保険料負担が大きく、子どもの平等割はやめてほしい。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
13	大阪府に広域化されてから、なりふり構わぬ保険料の徴収が行われています。池田市の国保課では昨年、減免申請者に全員財産調査を行うとし、実際に減免申請をする、しないに関わらず、国保加入者の財産調査が無断で行われました。納付相談の際に職員から池田泉州銀行に預金残高が●●円ありましたので減免を受け付けません、と言われています。本来、滞納処分で行う財産調査を、減免申請をするかどうかまだわからない市民の個人情報を無断で調査し、預貯金があれば、所得が激減(2分の1以下)していても減免申請を拒否(申請させないと)しています。このような公務員による個人情報保護法違反、人権無視の調査は即刻中止してください。 また、滞納分の分納相談では、年間21,600円の掛け捨ての生命保険の支払いがある人に対して、生命保険から借金をして国保料を支払うように迫ることも行われています。大阪府がこのような指導を行っているのであれば直ちに改めてください。国保には、社会保険とは違い病気やケガで働けなくなっても補償がありません。したがって毎月の収入が乱高下する自営業者にとって万が一に備え一般的の生命保険に加入することは当然です。税や社会保険料は所得によって応能負担の原則に基づいて賦課されなければなりません。所得が低く支払う能力のない人に対して、自治体が借金をするように勧めるのはいかがなものでしょうか。このような借金の勧奨発言は複数件確認しています。また、財産調査についても一定の預貯金があれば所得が激減していても減免をしないという根拠はどこにも規定がなく、直ちにやめてください。国は老後の生活費2,000万円を貯めるように提言しています。国保料さえ納めれば、あの生活はどうなってもいいというようなやり方は即やめてください。	国保の保険財政の安定的な運営や被保険者の保険料抑制を図るために、収納率の向上は必要不可欠です。このため、本運営方針(素案)において、「V 市町村における保険料の徴収の適正な実施」を定めています。 なお、滞納者に対しては、まずは接触の機会を確保し、個別の事情を聴くなど、納付相談をきめ細かくする必要があると考えており、各市町村に対しては、法令の趣旨に則って適切な事務が行われるよう、引き続き助言してまいります。

No.	意見等	府の考え方
14	現在、雇用環境が急激に変化していく中でフリーランスとは言えない、名ばかり事業主が増加しています。名ばかり事業主とは、建設業の職人や美容室の面貸し、最近ではウーバーイーツの配達員など、実態は労働者であるにも関わらず、税制上、事業主として申告し生活を余儀なくされている人たちです。増加の背景には、この間の度重なる消費税の増税があります。雇用者側は、給与で支払うより、外注費として支払うほうが、消費税を節税できるため、正社員で雇わなくなっています。しかし、実態は日当いくらで仕事をする労働者が多く、自分で仕事を取ってきたり、仕入れたりすることができないので、収入から差し引く経費が少なく、収入のほとんどがそのまま所得になり、それにより高額な税と国保料の負担に苦しめられています。アメリカのカリフォルニア州ではウーバーの運転手は雇用関係のある労働者として扱うという判決も出ています。名ばかり事業主は本来であれば雇用者として給与所得控除などの恩恵が与えられず、不当な立場に立たされています。事業税ではそういう立場の人へアンケートを送付し、労働者として認定されれば、事業税が免除されています。国保でもそのような配慮をし、新しい雇用環境への対応をお願いいたします。	国保制度は、「社会保険」の一つとして日本の社会保障の中心をなすものと認識しています。 また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるなど、引き続き要望してまいります。
15	大阪で医療機関・介護事業所の連合会事務局で勤務しており、その中で聞き及ぶ内容より提言を行いたいと思います。我々の連合会に所属する医療機関や介護事業所には日々生活に困窮する患者利用者の相談が寄せられています。新型コロナ禍では、無料低額診療や生活保護の相談に若年層も含め新たな層の相談者も増えています。特に高齢者で国民年金の方々は、この間の国民健康保険料の増加、国内でも最も高額な部類に入る介護保険料、消費税の10%への増加により困窮を極める方も少なくなく、そこへさらに新型コロナの影響が追い打ちをかけているような状況です。国民健康保険料のみの算定だけを考えるのではなく、大阪市民の貧困に窮される方々に影響する他の要因も考慮した上で算定方法をご検討頂きたくここに提言させて頂きます。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
16	・少子化対策が叫ばれている今日、均等割に子どもの数が入っているのは矛盾する計算方法ではないですか。是正=廃止を求めます。 ・現役世世代の保険料は高すぎます。収入に対する控除を公的年金等控除のように是正すべきだと思います。 ・減免措置を受ける被保険者がかなりの数になっている現在、抜本的に保険料の計算方法を改めるべきです。 ・健保を維持する活動を担っている市町村の努力を尊重し、「統一保険料」を強行しないこと。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。 あわせて、平成30年度からの現行制度では、「大阪府で一つの国保」として、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになります。 国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。
17	・コロナ禍で厳しい暮らしになっています。国保料は、今まで収入に対して負担が大きいと感じていましたが、大阪府統一国保になれば、どの自治体でも値上げとなることは、特に収入の少ない若い世代や高齢者にとって一層先が不安になります。国に対して均等割をはずすなどして少しでも値下げできる施策をしてください。 ・統一国保になれば、市民の願いが届きにくくなることが心配です。各自治体の様子が違うので、それぞれの自活力を生かし、予算の繰り入れなど、税の使い方の工夫ができる今そのままがいいです。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。 国保制度では、法律に基づいて公費負担分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国保に加入していない住民に対し、結果として法律に基づかない負担を強いることとなります。平成30年度からの新制度の目的の一つは、法定外繰入に頼らずとも、将来にわたって持続可能となる国民健康保険制度をめざすものであり、法定外繰入を前提とした運営は適切ではないと考えます。

No.	意見等	府の考え方
18	<p>私達はコロナ禍になる前から高い国保料に苦しめられて来ました。今後府内統一化により多くの市町村で国保料の値上げとなります。よって「国保府内統一化」の中止を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策待ちにならず府統一減免基準に多子世帯減免を追加すること。</li> <li>・コロナ禍で創設された国保料特例減免について、市町村が延長し、恒常的低所得者も対象にできるよう、府として財政支援を行うこと。</li> <li>・コロナ禍で創設された傷病手当金制度について、市町村が恒久化し、事業主やフリーランスなど全ての被保険者を対象にできるよう、府として財政支援を行うこと。</li> <li>・八尾市や東大阪市で現在行われている『一部負担金の減免の存続』と拡充をお願いします。</li> </ul>	<p>国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。</p> <p>また、多子世帯に対する保険料負担の軽減については、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)に示された方向性について、どのように具体化されるかを見据えたうえで、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議等の場において、検討をしてまいります。</p> <p>さらに、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度においても継続されるよう要望をしており、令和2年度に創設された傷病手当金制度につきましても、市町村に支障が生じる場合には、引き続き措置されるよう、国に対して働きかけてまいります。</p> <p>一部負担金の減免については、国の通知や判例等に基づき、被保険者に自己負担義務があることを踏まえ、国保運営方針の府内統一基準として、被保険者の相互扶助精神に反しないような限定的な特別事情がある場合に限り、実施するものとしたものです。</p>
19	<p>●大阪狭山市民です。今までの大坂狭山市の保険料と乖離した高額保険料になる府下統一保険制度に反対です。大阪狭山の国保は黒字であるのになぜ高額の保険料になるのか、全く理解できません。</p> <p>●統一保険料は憲法が保障する地方自治の否定であり、憲法違反です。市民の命に係る国民健康保険はいのちに寄り添う自治体・大阪狭山市の地方自治が保障されるべきです。「広域化」の名のもとに大きな負担というデメリットを押し付けることは許されません。人権の最大限の尊重を規定した憲法第13条違反の人権侵害です。都構想が否決されました。国保の広域化もやめるべきです。</p>	<p>国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。</p> <p>国保は構造上の課題を抱えていることから、今後、人口減少・超高齢化が進展するなか、市町村単位の仕組みのままであれば、10年後、20年後の保険料水準に大きな格差が生じることとなります。</p>
20	<p>国保料が府下統一により高くなることに強く反対します。私達の健康や生活を守る視点からも、これまでの各市の実情にあった減免制度を守り、国保料の引き下げを行ってほしいです。</p>	<p>国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。</p> <p>減免についても、保険料率と同様に「被保険者の負担の公平化」を図ることとしています。</p>

No.	意見等	府の考え方
21	1. 「社会保険制度としての国保」と「基本認識」で書いてありますが、国保法で「社会保障及び国民保険の向上」と国・地方自治体が憲法25条セーフティネットとしての制度を行い、この制度を向上させると基本認識を掲げて実施するように定めています。「自助・共助」に誘導し、問題の変質をしないでください。又、「大阪府で一つの国保」とありますが、運営主体は市と府であり、市の主体性をないがしろにしています。市から財源を吸いとつて殿様行政はやめてもらいたい。	国保制度は、「社会保険」の一つとして日本の社会保障の中心をなすものと認識しています。 平成29年度までの国保制度は、市町村ごとに運営されていたため、被保険者の医療機関における窓口負担（一部負担金）が同じであるにもかかわらず、住む市町村によって保険料率が異なっており、負担の公平性の観点から問題であると考えています。 平成30年度からの現行制度では、「大阪府で一つの国保」として被保険者の資格管理が府域単位に変更されるとともに、財政面では、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになります。 国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。
22	2. 国保料は高すぎます。生活費を切り刻んで健康を損なっては文化的生活はできません。府も市も一般会計から協会けんぽのように制度維持のため、必要な保険料を1/2負担し、国保料を下げてください。市の独自に行える事業は、府標準事業以外は口出しせず、市を拘束しないでください。	国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望します。 国保法改正に基づき、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととされ、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るとともに、市町村は、地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされました。
23	低所得者への受療権を保障するため、医療費窓口負担金の府・統一減免基準は、恒常的に所得が低い人も対象に加えること。	一部負担金の減免については、国の通知や判例等に基づき、被保険者に自己負担義務があることを踏まえ、国保運営方針の府内統一基準として、被保険者の相互扶助精神に反しないような限定的な特別事情がある場合に限り、実施するものとしたものです。
24	国保料が高すぎる問題を含む「国保料の構造的問題解決」のために2018年度から「府内統一化」が強行されたが、一人あたり統一保険料は毎年約1万円も値上げされた。こんな詐欺的行為は許されない。構造的問題を深刻化させる「府内統一化」は直ちに中止すること。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、平成30年度からの現行制度では、「大阪府で一つの国保」として、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになります。 国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。
25	府域地方税徴収機構の案件について、国保課として情報共有し、適切な指導・連携を行うこと。	国保の保険財政の安定的な運営や被保険者の保険料抑制を図るために、収納率の向上は必要不可欠です。このため、「大阪府域地方税徴収機構」において、引続税目に国保料を加え、希望する市町村が参加するとしており、引き続き、府域全体の体制強化を図り、収納率の向上に繋げるよう努めてまいります。

No.	意見等	府の考え方
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この間、府下市町村の国保会計は好転し、2018年度は合計約150億円(一人あたり約7700円)もの黒字(財政調整基金)が積みあがっているが、大阪府は「国保運営方針」で黒字分を国保料の引き下げに使うことをやめるよう市町村に強要している。まさに市町村自治・住民自治の否定である。「府内統一化」の下でも、国保料や減免の決定権は市町村にあることを明記し、法定外繰り入れ解消を達成した市町村への報奨金制度など実質的に市町村の決定権を奪う仕組みは廃止すること。</li> <li>・コロナによる廃業や雇止めが深刻化しており、来年度は加入者の所得が大きく減少することが予想される。このような中で、国保料の大幅連続値上げに突き進めば、加入者の生活が脅かされる。大阪府独自の財政措置により統一国保料を大幅に引き下げる。</li> <li>・全国では29以上の自治体が「国の動きを待っていられない」と独自で多子減免を実施している。国の施策待ちにならず、府・統一減免基準に多子世帯減免を追加すること。</li> <li>・低所得者への受療権を保障するため、医療費窓口負担金の府・統一減免基準は、恒常的に所得が低い人も対象に加えること。</li> <li>・コロナ禍で創設された国保料特例減免について、市町村が延長し、恒常的低所得者も対象にできるよう、府として財政支援を行うこと。</li> <li>・コロナ禍で創設された傷病手当金制度について、市町村が恒久化し、事業主やフリーランスなど全ての被保険者を対象にできるよう、府として財政支援を行うこと。</li> <li>・「府内統一化」の下でも、国保料と減免の決定権は市町村にあることを明記し、減免や事務の統一を市町村に強要することはやめること。</li> </ul>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、財政調整基金の繰出については、収納不足の場合の事業費納付金への充当等に繰り出すものとしています。</p> <p>市町村は、法の趣旨に則り、国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めていただくものと認識しており、府としては、市町村にペナルティを科すことは考えていませんが、国保運営方針を踏まえた事務を実施する市町村については、評価したいと考えています。</p> <p>国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度において継続されるよう要望をしており、令和2年度に創設された傷病手当金制度につきましても、市町村に支障が生じる場合には、引き続き措置されるよう、国に対して働きかけてまいります。</p> <p>また、多子世帯に対する保険料負担の軽減については、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)に示された方向性について、どのように具体化されるかを見据えたうえで、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議等の場において、検討をしてまいります。</p> <p>一部負担金の減免については、国の通知や判例等に基づき、被保険者に自己負担義務があることを踏まえ、国保運営方針の府内統一基準として、被保険者の相互扶助精神に反しないような限定的な特別事情がある場合に限り、実施するものとしたものです。</p> <p>法律上、保険料率の決定や賦課徴収は市町村の権限ですが、一方で、市町村は国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされており、府国保運営方針は、府と代表市町村で構成する広域化調整会議で議論を重ねたうえで、策定を進めるものです。</p>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で創設された傷病手当金制度について、市町村が恒久化し、事業主やフリーランスなど全ての被保険者を対象にできるよう、府として財政支援を行うこと。</li> </ul>	<p>国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えています。令和2年度に創設された傷病手当金制度につきましては、市町村に支障が生じる場合には、引き続き措置されるよう、国に対して働きかけてまいります。</p>
28	<p>コロナによる廃業や雇止めが深刻化しており、来年度は加入者の所得が大きく減少することが予想される。このような中で、国保料の大幅連続値上げに突き進めば、加入者の生活が脅かされる。大阪府独自の財政措置により統一国保料を大幅に引き下げる。住吉区内の業者もコロナ終息の見込みもないまま、年末を向えます。こんな時こそ、自治体の力を発揮して、住民のいのちと暮らしを守るべきです。国保制度の原点をとりもどして下さい。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度において継続されるよう要望しております。</p>

No.	意見等	府の考え方
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保料の府内統一かで、一人当たりの国保料が、毎年引き上げられています。国保料の府内統一化は直ちに止めてください。</li> <li>・大阪府は、各市町村の国会計が黒字になっている場合でも、各市町村に対し、黒字分を国保料の値下げに使うことを止めるように強要しているが、保険料の決定権は各市町村にあります。このような、市町村自治・住民自治の否定は直ちに止めてください。</li> <li>・コロナ危機の中、国保加入者の多くは大幅に収入が減少しています。国保料の値上げはせず、引き下げをしてください。</li> </ul>	<p>国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。</p> <p>国保特別会計における余剰金を積み立てた財政調整基金の繰出しについては、収納不足の場合の事業費納付金への充当等に繰り出すものとしています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度において継続されるよう要望しております。</p>
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維新府政の下、収納率の高い市町村を優遇する仕組みが強められ、「振込直後の給与口座全額差押え」など生活を脅かす徵収が行われている。府独自の「収納率向上」報奨金制度は廃止し、加入者の生活実態の把握や生活再建の援助など権利保護について明記してください。</li> <li>・「収納担当者研修会」では、差押え禁止財産や納税緩和制度など国税徵収法等の納税者保護の規定について府が責任を持って周知・徹底してください。</li> <li>・府域地方税徵収機構の案件について、国保課として情報共有し、適切な指導・連携を行ってください。</li> </ul>	<p>国保の保険財政の安定的な運営や被保険者の保険料抑制を図るためにには、収納率の向上は必要不可欠です。</p> <p>滞納者に対しては、まずは接触の機会を確保し、個別の事情を聞くなど、納付相談をきめ細かくする必要があると考えており、各市町村に対しては、法令の趣旨に沿って適切な事務が行われるよう、引き続き助言してまいります。</p> <p>また、「収納担当者研修会」については、収納担当職員に滞納整理に必要な知識・技術を習得するため、研修会を通じて収納担当職員の資質の向上に努めてまいります。</p> <p>「大阪府域地方税徵収機構」については、引続税目に国保料を加え、希望する市町村が参加するとしており、引き続き、府域全体の体制強化を図り、収納率の向上に繋げるよう努めてまいります。</p>
31	<p>コロナ禍で廃業や雇止めにより失業する人が増加しており、今後さらに経済的に困窮に陥る人が広がることが懸念されます。国保加入者においても、来年度の所得が減少することが予想され、このような中で、保険料の大幅連續値上げを行えば、加入者の生活はさらに脅かされることになります。2020年度の統一保険料では、所得200万円・40代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯の場合、約43万9千円となっています。同世帯の生活保護基準は約315万円(可処分所得)です。生活保護は、憲法25条の「最低生活」を保障するために、公租公課の禁止(生活保護法第57条)が貫かれています。しかし、生活保護基準以下で生活する世帯でも、年間43万9千円の保険料となっており、負担が重くなっています。大阪府独自の財政措置により、統一保険料を大幅に引き下げ、減免基準を拡充することが必要です。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。</p> <p>また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度において継続されるよう要望しております。</p>
32	<p>総論的には、国保の府統一化に反対です。その第1の理由は、府運営方針でも将来的に保険料が上昇することを認めています。府内全体で負担を分かち合うことを前提としていますが、医療水準が大きく異なっている現状をどう考えておられるのでしょうか。「府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯であれば、同じ保険料となる…負担の公平化を実現するため府が示す市町村標準保険料率を統一する」は地域の実態が反映されていません。市民にとって、近大病院の移転は市民のいのちを守る大きな砦を失うことになります。また救命救急は、何分かが命の分かれ道と言われ、不安が増大しています。厚労省委員会の付帯決議にもあるように受ける医療サービスに見合う、見合わないと判断できるのは、府ではなく市役所の職員・議員・市民ではないでしょうか？市町村職員の努力は、減免申請・収納率の問題等の悩みを聞くというたつ位置は分かりますが、府職員のたつ位置が見えません。</p>	<p>国保は、構造上の課題を抱えていることから、今後、人口減少・超高齢化が進展する中、市町村単位の仕組みのままであれば、将来の保険料水準に大きな格差が生じるものと考えています。今回の制度改革においては、将来の保険料の引き上げを少しでも抑制し、国保制度自体を持続可能なものにすることを目指すものです。</p> <p>平成29年度までの国保制度は、市町村ごとに運営されていたため、被保険者の医療機関における窓口負担(一部負担金)が同じであるにもかかわらず、住む市町村によって保険料率が異なっており、負担の公平性の観点から、平成30年度に制度改革を行ったものです。</p> <p>平成30年度からの現行制度では、「大阪府で一つの国保」として被保険者の資格管理が府域単位に変更されるとともに、財政面では、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになります。</p>

No.	意見等	府の考え方
33	第2は、国保の保険料が大幅に値上げする最大の要因は、負担区分の均等割・平等割があるためです。今年度政府が閣議決定した「少子化社会大綱」では、子育て世代の経済的支援として「国民健康保険の負担軽減」を地方自治体に求めています。ゆえに子どもの均等割は廃止して下さい。	子どもの均等割にかかる負担軽減のあり方については、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)に示された方向性について、どのように具体化されるかを見据えたうえで、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議等の場において、検討をしてまいります。
34	コロナによる売上減少が著しく、住吉区でも多くの国保加入者が国保料特例減免を申請しました。コロナは現在も全く終息していません。コロナ禍で創設された国保特例減免について、市町村が延長し、恒常的低所得者も対象にできるよう、府として財政支援を行ってください。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度においても継続されるよう要望をしております。
35	激変緩和期間ですが、毎年のように保険料負担が増えています。“負担の公平化をめざす”とありますが、単純に所得水準・世帯構成が同じというだけでは加入者の生活実態とかけはなれていると思います。コロナ禍のなかで一度たち止って統一国保の見直をお願いします。これ以上の負担にはたえられません。市町単位の事業運営に戻すよう要望します。	平成29年度までの国保制度は、市町村ごとに運営されていたため、被保険者の医療機関における窓口負担(一部負担金)が同じであるにもかかわらず、住む市町村によって保険料率が異なっており、負担の公平性の観点から平成30年度に制度改革を行ったものです。 平成30年度からの現行制度では、「大阪府で一つの国保」として被保者の資格管理が府域単位に変更されるとともに、財政面では、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになります。 国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになると勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であると考えています。 また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
36	今、コロナの流行で大変は生活をしている人がたくさんいます。その上に保険料をあげるなんだとんでもないです。ほんまに今でも高くて困っています。市町村には、それぞれ事情があって当たり前です。統一はやめてください。	国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになると勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援について、令和3年度においても継続されるよう要望をしております。
37	年金のみの収入で生活しています。勿論、潤沢ではありません。国民健康保険は利用していますが、薬は後発薬品を申し出ています。残念ながら、加齢により身体にも故障が出てきて医療の処置が必要になることもあります。日本国民として安心して生活出来ることを切望します。私のあの少ない年金からこれ以上引かないで!!介護保険料も圧迫しています。※ストレッチ等週に4回実行し、健康寿命を維持すべくしています。	国保は構造上の課題を抱えていることから、今後、人口減少・超高齢化が進展するなか、市町村単位の仕組みのままであれば、10年後、20年後の保険料水準に大きな格差が生じることとなると考えています。平成30年度からの現行制度においては、将来の保険料の引き上げを少しでも抑制し、国保制度自体を持続可能なものにすることをめざし、制度改革を行ったものです。 また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

No.	意見等	府の考え方
38	夫は後期高齢、私は前期ですが、保険料が非常に負担です。地方自治をしっかり充実させた行政を希望します。万博・カジノにつぎ込まれないで欲しいものです。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。
39	年金生活者です。消費税が10%となり、またこのコロナ禍の中不安でいっぱいです。高すぎる国保料を何とかして下げて頂きたいです。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよ、う引き続き要望してまいります。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度においても継続されるよう要望をしております。
40	私は現在64才、任意継続保険に加入しています。先月～今月と病気等で75,000円の医療費を支払い、本当に経済的に大変!!でした。来年からは、国保に加入する予定です。入ってからも自己負担3割のこと。ましてや今後加齢に伴い医療機関にかかることが多くなるかもしれません。もちろん自分の健康はしっかり守らねばと思いますが、これ以上保険料をあげないで下さい。切にお願いします。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
41	統一保険料で黒字になっていると聞きました。その分は下げる下さい。市町村からの繰り入れをしないとこれからどんどんあがると思います。市町村にまかせてもらって統一するのをやめて下さい。コロナ禍で生活がたいへんです。これ以上保険料をあげないで下さい。	国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分からし合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。 国保特別会計における余剰金を積み立てた財政調整基金の繰出しについては、収納不足の場合の事業費納付金への充当等に繰り出すものとしています。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度において継続されるよう要望をしております。
42	国民年金の支払いに関する通知票を見ておどろきました。支払い額のほぼ半額を特別徴収として引かれています。国民健康保険料は年々増加して生活への不安は大きくなっています。コロナの不安、消費税の増額などに合わせて先の生活が不安不安です。国民健康保険料は上げないで下さい。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

No.	意見等	府の考え方
43	国民健康保険料が府下統一により、保険料が大幅に上がる市町村がほとんどです。從来市町村独自で保険料を決め徴収していましたが、高くて払えないため、一部のみ計画的に払う、独自の軽減措置などの措置をとっていた市町村がたくさんありました。この軽減制度も統一し、一見平等になったと思われがちですが、本来はそうではないのです。払えない料金設定がおかしいのです。国も所得に応じて減免制度を拡大していますが、現状はそれでも追いつかないほど、リストラやフリーターのかたの収入は非常に不安定です。ぜひ、この市町村独自の減免制度をなくすのではなく、そこに他が合わせるようにすべきではないでしょうか。ご検討ください。	国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。 減免についても、保険料率と同様に「被保険者の負担の公平化」を図ることとしています。
44	大阪府は国民健康保険の統一化を目指していますが、それぞれの地域(市町村)の規模や運営などが異なっています。調整会議などで検討されているようですが、統一ありきで大阪府は全く譲渡される様子が見受けられません。平成30年度から統一保険料を導入されているのは全国でも大阪府のみです。6年度めどに平準化していくという全国の流れと比較するととても拙速と言わざるを得ません。ぜひ7年度の統一ではなく、コロナ禍もある情勢を鑑み、延長をすべきだと思います。	国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。 なお、国が示す、令和3年度からの国保運営方針策定要領において、「将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指す」ことが明記されたところです。
45	<p>・素案では、国保の構造的課題について「高齢化の進展、被保険者の低所得化とともに、医療費の増嵩、保険料収納の低迷など」「被用者保険と比べて年齢構成が高く、加入者が減少していく中で、一人当たりの医療に係る支出は増え続けていく一方で、加入者の所得水準は相対的に低い」と記載されているが、不十分である。国保は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担っているにも関わらず、他の医療保険に比べて保険料負担が著しく重く、国保の構造的問題はこの「高すぎる国保料」問題なしには語れない。民商・大商連は大阪府国保課との団体協議の中で、国保の構造的問題には、「高すぎる国保料」の問題が含まれることを何度も確認してきた。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体も、この問題を「国保の構造的問題」とし、「国保を持続可能」とするために、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張している。「被用者保険と比べて保険料負担率が高い=国保料が高すぎる」ことを「国保の構造的問題」としてきっちりと明記すべきである。また、素案で保険料負担率について触れているのはp2「基本的な考え方」の「(2)基本認識」の1力所のみである。なぜ、p1「策定の目的」やp2「市町村が抱える構造的な課題」で触れられる「国保の構造的課題」の中に保険料負担率の高さについて明記せず、p2「基本認識」の医療保険の一本化の文脈でだけ「保険料負担率等の格差」の問題に触れるのか、大いに疑問である(そもそも「格差」などと曖昧にせず、「高さ」と明記すべき)。恣意的に使い分けているのではなく疑われないためにも、「高すぎる国保料」を国保の構造的問題として明記すること。</p> <p>・民商・大商連は国保の構造的問題の解決を目的に始めた「国保府内統一化」で、一人あたり統一国保料(府平均・激変緩和前)が毎年約1万円もの大幅値上げとなっている事実を指摘し、構造的問題の解決にならない「府内統一化」は直ちに中止せよと求めてきた。府は全国に先駆けて始めた「府内統一化」の3年について総括し、府民の検証に応える責任がある。2018年度から始まった「府内統一化」の総括—「高すぎる国保料問題」は解決したのか—、今後の展望—「府内統一化」を推進すれば「高すぎる国保料問題」は解決するのか—について府は府民に丁寧に説明すること。</p>	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

No.	意見等	府の考え方
46	<p>・「権限・財源・責任については、国が一元的に担うことが本来の姿」と記載されている。しかし、1958年の国保法において市町村単位の運営が規定されたのは、医療供給体制の地域間格差が大きく、国民の生活実態を把握し保健事業や公的医療供給を効果的に実施するには、国や都道府県単位の広域的運営では無理があった為である。素案の記載は、このような歴史的経過を無視しており誤りである。そもそも、地方自治法第1条にもあるように、住民の健康・福祉の増進は自治体の基本的役割である。その役割を果たすための具体策として、各市町村は保健事業や住民健診、公的病院による医療供給などを実施してきた。こうした各種の施策との連携を図る上で国民健康保険の運営主体を市町村とすることは当然の帰結であり、大阪府はその認識を改めるべきである。</p> <p>・「社会保険制度における相互扶助の精神の下で」「被保険者間の受益と負担の公平化を図るべき」との記載は削除すること。そもそも、社会保険は社会原理、保険原理という二つの性格を持ち、病気、失業、貧困等の個人や相互扶助では対応できない問題に対する社会的対応としての社会原理が本来の趣旨である。加入者同士の助け合いという保険原理はあくまでも技術的側面にすぎないのに、保険原理のみを強調することは、旧国保法=「相互扶助」から新国保法=「社会保障」へと発展した歴史や憲法25条の趣旨に照らしても誤りである。</p> <p>・「医療保険制度の一本化を求めていく」との記載は削除すること。「高すぎる国保料」の解決には公費投入の大幅増しかない(民商・全商連は全国知事会と同様1兆円を提案)。公費投入なしの「一本化」は、「高すぎる保険料」が国保のみならず全ての医療保険の問題へと深刻化するだけである。また、2019年4月の国保連協では「医療保険の一元化の議論を進めていく」との方針に対し、「公的な資料に安易に『一本化』などと記載するのは遺憾」(大学教授)、「それぞれの医療保険が独自に努力を積み重ね、できたのが今の制度。一元化には大々的に反対」(健保連役員)などと撤回を求める厳しい指摘があったが、国保課からは明確な説明、回答はなかった。一元化、一本化の定義も含め、きちんとした説明、議論を経ずに、素案に記載するのは手続き上も問題である。</p>	<p>平成30年施行の改正国保法に基づき、都道府県は、市町村とともに国保の運営を担うこととされたうえで、都道府県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るとともに、市町村は、地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うとされたところであります。新制度においては、都道府県と市町村の適切な役割分担の下、改正国保法に規定する「国保の健全な運営を確保し、もって社会保障と国民保健の向上に寄与することを目的とする」ものであると認識しています。</p> <p>国の考え方では、「社会全体で助け合い、支えようとする仕組みが社会保障制度である」とされており、一般的に社会保障制度は、「社会保険」「公的扶助」「社会福祉」「公衆衛生」とされ、国保制度は、「社会保険」の一つとして日本の社会保障の中心をなすものと認識しています。</p> <p>医療保険制度一本化の求めについては、全国知事会や全国市町村長会の要望と同様に、各医療保険制度間での保険料率等の格差の是正手段としての前提としており、今般の国保制度改革は、これまで国に対して求めてきた「被用者保険を含む医療保険制度の一元化」に向けた一步として評価できるものと考えており、将来の見直しに向けた通過点と考えています。</p> <p>なお、昨年4月の府国保運営協議会において、医療保険制度の一本化に関し、現行運営方針における記述に対する委員発言は、公益代表委員(大学教授)の発言ではなく、被用者保険等保険者代表委員からの発言であったものです。</p>
47	<p>保険料算定基準として『応益負担』『応能負担』原則は社会保障制度充実が責務の自治体にとって根幹を否定する考え方でなじまない。怪我、病気の治療を受ける事が利益得たといえるのでしょうか?出産、子どもの治療が利益を得たとなるのでしょうか?能力に応じて負担する応能負担についても3人家族年所得150万円の場合、大阪市内では令和2年保険料28万円・18.6%もの保険料負担になる。生活費(食費、日用品など)を切り詰めて払っている現状を認識してほしい。加入世帯が低所得層と構造的問題を抱えている事を自治体において認識している中で、保険料値上げに繋がる、府内統一化は問題解決にならず、命の格差が進む事を結果的に是認している事になる。各自治体、大阪府として、一般会計から繰入れる事を望む。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。</p> <p>国保制度では、法律に基づいて公費負担分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国保に加入していない住民に対し、結果として法律に基づかない負担を強いることとなります。平成30年度からの新制度の目的の一つは、法定外繰入に頼らずとも、将来にわたって持続可能となる国民健康保険制度をめざすものであり、法定外繰入を前提とした運営は適切ではないと考えます。</p>

No.	意見等	府の考え方
48	<p>保険料を府内統一にするということが一見平等公平であるように見えて非常に不合理である。国保会計は特別会計の単式会計である。国からの支援が増える中で、大阪府内の各市町村の国保会計は黒字化している。この黒字分は当然次年度に繰越して国保料そのもの値を引き下げ原資になりうるべきものであるのに、統一化するとそれができない。単に各市町村の基金に積み上げるだけで、その基金の使いようがない事態に今後ますますなっていく。さらに、都道府県単位化することによって急に支出が増えて対応できないとどう事態にはならないもとで、基金だけが膨れ上がっていく自治体が生まれる。それをどう説明するのか。</p> <p>そして、統一することで保険料そのものが統一前より安くなるということであれば府民の納得は得られるだろうが、そうなやらないことは大阪府そのものが試算している。</p> <p>また、終息する見通しがつかないコロナ禍のもとで、コロナの影響を最もうける非正規労働者・フリーランス・自営業者が半分を占める国保で保険料を引き下げるこそが一番のコロナ対策であり、統一時期をコロナ前と同じく2014年とするべきではない。延期すべきである。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>国保特別会計における余剰金を積み立てた財政調整基金の繰出しについては、収納不足の場合の事業費納付金への充当等に繰り出すものとしています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度においても継続されるよう要望をしております。</p>
49	<p>「府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう…公平化を図る」とあるが、府下市町村間の医療水準は、医療施設数などを見ても、いまなお大きな格差が存在している。また生活保護基準の級地の差異からも分かるように、家賃水準等の生活にかかるコストは市町村間で異なっている。したがって、「公平化を図る」ことができるのは言い難い。そもそも、国保は憲法25条の生存権保障規定にもとづいて国民の「医療を受ける権利」を保障することを目的とした公的医療保険制度である。この趣旨を踏まえれば、被保険者の負担能力を無視した保険料率の設定は行つてはならないのであって、保険料上昇への歯止めがまったくない「府内統一化」を進めることは誤りである。</p> <p>・保険料や減免の府内統一基準の設定について。都道府県が定める国保運営方針は地方自治法上の「技術的助言」にすぎず国保料や減免の決定権は市町村にあることを明記し、法定外繰り入れ解消を達成した市町村への報奨金制度など実質的に市町村の決定権を奪う仕組みは廃止すること。</p> <p>・厚労省の国保運営方針策定要領では「将来的な保険料水準の統一をめざす」とされており、全国では具体的な統一時期や検討時期について国保運営方針に明記していない都道府県が大半である。大阪府だけが2018年度から統一化をスタートし、2024年度には保険料だけでなく減免基準(事務運用含む)まで完全統一しようと躍起になっている。コロナ禍で戦後最大の不況となり、廃業や雇止めが深刻化しているにも関わらず、このまま「府内統一化=国保料の大幅連続値上げ」に突き進めば、加入者の生活が脅かされる。コロナ前に決めた「府内統一化」は方針を一から見直し、大阪府独自の財政措置による統一国保料の大幅引き下げ、完全統一時期の延期、コロナ減免・傷病手当の拡充・継続などを実施すること。国保課は、「府内統一化」などではなく、被保険者の命と健康を守るための施策の充実に総力をあげるべきである。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。</p> <p>国保制度では、法律に基づいて公費負担分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国保に加入していない住民に対し、結果として法律に基づかない負担を強いることとなります。平成30年度からの新制度の目的の一つは、法定外繰入に頼らずとも、将来にわたって持続可能となる国民健康保険制度をめざすものであり、法定外繰入を前提とした運営は適切ではないと考えます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援については、令和3年度においても継続されるよう要望をしており、令和2年度に創設された傷病手当金制度につきましても、市町村に支障が生じる場合には、引き続き措置されるよう、国に対して働きかけてまいります。</p> <p>国保制度改革は、増大する医療費や、国保の構造的課題などを背景として、国民皆保険を支える国保制度を、将来にわたって持続可能なものとするため、「公費による財政支援の拡充」と「運営の在り方の見直し」を二つの柱として実施されたものです。</p> <p>また、府としては、超高齢化社会の進展により、医療費の増加が見込まれる中、医療費の伸びをできる限り抑制し、ひいては被保険者の負担を抑制するためには、府民の健康づくりや医療費適正化の取組みの推進が必要であるとの認識の下、府の制度設計においては、「被保険者間の負担の公平化をめざす」にあわせ、「健康づくり・医療費適正化取組の推進」を国保運営方針の二本柱としています。</p> <p>引き続き、健康づくり・医療費適正化に積極的に取り組む市町村を重点的に支援とともに、被保険者自身が疾病予防や健康づくりに取り組むインセンティブとなる仕組みづくりなど、府民の健康施策の充実に努めてまいります。</p>

No.	意見等	府の考え方
50	<p>・「一会计年度単位で行う短期保険であることから、原則として、必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことで、当該年度の国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが必要」と記載されているが、この考え方には、どの程度の保険料水準なら加入者が負担できるか、という視点が欠けている。現行の国保制度がスタートした当初は国も「国民健康保険は、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないこと……などのため……どうしても相当額国庫が負担する必要がある」(社会保障制度審議会「1962年勧告」と認め、国庫負担を医療費の45%と定め運営してきた。しかし1984年以降国庫負担金が削減され、これに反比例して保険料は上昇を続けている。近年、保険料負担は所得の10%以上を占めており、到底耐えられるものではない。そのような被保険者の状況を一番近くで見てきた市町村が「保険料負担の軽減」「減免を維持・拡充」が必要との判断で実施してきたのが法定外一般会計繰入である。本来国庫負担金で賄うべきものを市町村が肩代わりしているのであり、また、住民の要求にこたえて行っている政策的判断である以上、大阪府が市町村に法定外一般会計繰入の解消を強要し、解消計画を求める事、解消した市町村に報奨金を出すことは、市町村の自治に対する不当な介入である。ただちに中止すること。</p> <p>・コロナ感染症の影響は長期に及ぶことが予想され、次期国保運営方針の3年間でも、医療給付費の増加や保険料収納不足など予期せぬ支出増、収入減が起こる可能性が高い。素案では、財政調整基金の繰り出しについて、基本的に現行の記載が引き継がれているが、市町村が柔軟な繰り出しをできるよう改めること。また、府の財政安定化基金については、コロナ禍が「特別な事情」にあたることを明記し、貸付における「収納不足額の2分の1」「2年内に返済」などのルールは撤廃すべきである。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。あわせて、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>また、国保制度では、法律に基づいて公費負担分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国保に加入していない住民に対し、結果として法律に基づかない負担を強いることとなります。平成30年度からの新制度の目的の一つは、法定外繰入に頼らずとも、将来にわたって持続可能となる国民健康保険制度をめざすものであり、法定外繰入を前提とした運営は適切ではないと考えます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援について、令和3年度においても継続されるよう制度設計に責任をもつ国における万全の財政措置を要望するとともに、今後、客観的な指標等により、国保運営において、コロナ禍で重大な影響が生じていると認められる場合には、運営方針の趣旨に沿った対応措置を別途設けることを規定することとしております。</p>
51	<p>・国保運営方針策定要領には「各年で保険料水準が過度に上下することのないよう、素案では「保険料が急激に増加することがないよう…激変緩和措置を講ずる」と記されているが、一人あたり統一国保料(府平均)はこの3年約1.7万円も値上げされた。実際に4人家族で約7万円の増加である。さらに、今年発表された府の試算では、2024年度には最大20.8万円にもなる。これが、「過度」「急激」な値上げでなければ、何なのか。国保料の増嵩幅が大きすぎて、激変緩和措置の効果が消失しているのが実態である。公費だけでなく、大阪府の独自財源を投入して、まずは統一国保料を大幅に引き下げる事。</p> <p>・コロナ禍で創設された国保料特例減免について、市町村が延長し、恒常的低所得者も対象にできるよう、府として財政支援を行うこと。</p> <p>以下、別に定める基準について</p> <p>・この間、災害の頻発を受け、再建を後押しする立場で被災者生活再建法が改正され、支援金の支給対象が「半壊」世帯の一部(30%以上)にも広がり、災害救助法の住宅応急修理の支援対象が「一部損壊」(10~19%)まで拡大された。府の災害減免についても、一部損壊を対象とする拡充を行うこと。</p> <p>・多子世帯の保険料減免については従来から検討課題として挙げられているものの依然進んでいない。全国では29以上の自治体が「国の動きを待っていられない」と独自減免を実施している。「少子化社会対策大綱」に「子どもの数に応じた国民健康保険料の負担軽減に対する支援」が盛り込まれたが、国の施策待ちにならず、府独自で直ちに減免を実行すること。</p> <p>・2018年4月1日付で「別に定める基準」の保険料及び一部負担金の災害減免基準の対象から「家財等の財産に損害を受けたとき」が除外された。事前に調整会議や運営協議会にもかけられず、府が市町村や府民の意見を聞くこともなかった。「運営方針策定要領」では、「運営方針」の策定にあたっては「市町村への意見聴取」「市町村等との会議での意見交換・調整」などを基本としており、検証・見直しにあたっては「策定と同様」とされている。「別に定める基準」の変更にあたっても、「運営方針」の改定と同様に、各種会議や市町村、府民の意見を聞くことを求める。</p>	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援について、令和3年度においても継続されるよう要望をしております。</p> <p>また、多子世帯に対する保険料負担の軽減については、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)に示された方向性について、どのように具体化されるかを見据えたうえで、保険料減免にかかる別に定める基準のあり方などの他の運営上の課題と同様、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議等の場において、検討をしてまいります。</p> <p>一部負担金の減免については、国の通知や判例等に基づき、被保険者に自己負担義務があることを踏まえ、国保運営方針の府内統一基準として、被保険者の相互扶助精神に反しないような限定的な特別事情がある場合に限り、実施するものとしたものです。</p>

No.	意見等	府の考え方
52	<p>・市町村に認められている自力執行権は、徴収職員が自ら質問、検査を行い、納付義務者の同意なく、財産を搜索、差押えができるという点で一般人には認められない強大な権限であり、近代法治国家の公権力の作用としても異例に属する。よって、その暴走を防ぐため国税徴収法や国税通則法、地方税法等で自力執行権を行使できる範囲(要件や手続きの順番など)について明確に定められている。滞納者には、大きく「払えるのに払わない」悪質滞納者と「払いたくても払えない」滞納者があり、前者には「負担の公平性」の観点から財産の差押えなど厳正に対処すること、後者には憲法25条(生存権)、29条(財産権)などの観点から、納税緩和制度を活用し、必要があれば生活保護制度など他の制度へつなぐことが求められる。徴収職員は、いずれの滞納者なのかを、慎重のうえにも慎重を期して判断し、適切な滞納処分をはかる責務がある。しかし、府内統一化で収納率インセンティブが設けられたため、被保険者の権利保護や生活再建等の援助の観点が後景においても明記されること。「収納担当者研修会」においては差押え禁止財産や納税緩和制度など国税徴収法等の納税者保護の規定について府が責任を持って周知・徹底すること。</p> <p>・国保運営方針に「府域地方税徴収機構において、引き続き、府域全体の体制強化を図り、収納率向上に繋げる」とあるが、この間、府域地方税徴収機構送りになった国保料滞納案件で、給与振込直後の口座全額差押の事例があった。府域地方税徴収機構の徴収実務がどのようにになっているのか掴むため、同機構に問い合わせしたが「回答できない」と言われ、国保課に相談しても「別組織のため掴んでいない」とのことだった。府域地方税徴収機構で国保料の滞納処分も行う以上、同機構の案件については、国保課として情報を共有し、適切な指導・連携を行うこと。それなしに、同機構への参加を促し、「府域全体の体制強化」を図るなどと記すのは、無責任である。</p>	<p>国保の保険財政の安定的な運営や被保険者の保険料抑制を図るために、収納率の向上は必要不可欠です。</p> <p>滞納者に対しては、まずは接触の機会を確保し、個別の事情を聞くなど、納付相談をきめ細かくする必要があると考えており、各市町村に対しては、法令の趣旨に沿って適切な事務が行われるよう、引き続き助言してまいります。</p> <p>また、「収納担当者研修会」については、収納担当職員に滞納整理に必要な知識・技術を習得するため、研修会を通じて収納担当職員の資質の向上に努めてまいります。</p> <p>「大阪府域地方税徴収機構」については、引続税目に国保料を加え、希望する市町村が参加するとしており、引き続き、府域全体の体制強化を図り、収納率の向上に繋げるよう努めてまいります。</p>
53	<p>以下、別に定める基準について</p> <p>・一部負担金減免の対象を「災害による損害」「事業の休廃止、失業」「農作物の不作、不漁」「世帯主の死亡、入院、傷病」などによる一時的な収入減少に限定し、恒常的な低所得による生活困窮は対象外となっている。しかし、府下市町村では、「住民税非課税」「生活保護基準以下の所得状況」などの基準を設けて、恒常的な低所得を対象とする減免を行っている市町村が存在する。こういった市町村にとっては、運営方針案の示す基準への統一は制度の後退そのものであり、被保険者の負担を増加させることに他ならない。恒常的な低所得者を対象とするよう求める。</p> <p>・コロナ禍で創設された傷病手当制度について、市町村が事業主やフリーランスなど全ての被保険者を対象にした上で恒久化できるよう、府として財政支援を行うこと。</p> <p>・2018年4月1日付で「別に定める基準」の保険料及び一部負担金の災害減免基準の対象から「家財等の財産に損害を受けたとき」が除外された。事前に調整会議や運営協議会にもかけられず、府が市町村や府民の意見を聞くこともなかった。「運営方針策定要領」では、「運営方針」の策定にあたっては「市町村への意見聴取」「市町村等との会議での意見交換・調整」などを基本としており、検証・見直しにあたっては「策定と同様」とされている。「別に定める基準」の変更にあたっても、「運営方針」の改定と同様に、各種会議や市町村、府民の意見を聞くことを求める。</p>	<p>一部負担金の減免については、国の通知や判例等に基づき、被保険者に自己負担義務があることを踏まえ、国保運営方針の府内統一基準として、被保険者の相互扶助精神に反しないような限定的な特別事情がある場合に限り、実施するものとしたものです。</p> <p>令和2年度に創設された傷病手当金制度につきましては、市町村に支障が生じる場合には、引き続き措置されるよう、国に対して働きかけてまいります。</p> <p>なお、「別に定める基準」については、国民健康保険運営方針の具体的な内容を、別に定めるものであり、必要な内容について、適切な時期に、市町村とともに、その検討を進めていくものと位置づけています。</p> <p>ご指摘の「保険料及び一部負担金の災害減免基準の対象」の検討経緯としては、平成30年4月の改定通知に先立ち、同年1月、市町村国保広域化調整会議において、委員からの提案を受け検討を開始し、同年2月、当該項目も含め府内全市町村に意見照会を実施し、一定の合意を得たうえで、「別に定める基準」を改定し、通知したものです。</p>

No.	意見等	府の考え方
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人インセンティブ」が行き過ぎれば、「自己責任」の名の下「努力できない人、不健康な人にペナルティを課す仕組み」となる危険性が高い。よって「健康に努力した人を評価する仕組み」に注力するのではなく、経済的問題などで健康に努力したくてもできない人、また遺伝性疾患や感染症など本人の努力ではどうすることもできない人に公的医療を保障する仕組みづくりを強化すべきである。</li> <li>・P32最下段に「蓄積したデータを分析・活用していく」とあるが、説明が不十分。「アスマイル」について述べているのであれば、改行は不要。個人情報は、プライバシーや基本的人権の問題に大きく関わるので、曖昧な記述は避けるべき。</li> <li>・「オンライン資格確認」などマイナンバーやマイナンバーカードの利用拡大が加速しているが、将来的には病名や治療内容、処方薬など非常に繊細な個人情報が分かるレセプト情報もマイナンバーと紐づけされる可能性が指摘されており(既に政府は、特定健診情報や予防接種履歴などの医療情報をマイナンバーとの紐づけの対象とするなど、当時の約束を遵守していない)、そのような医療情報が政府や自治体によって医療費抑制や医療分野の産業創出のために利用される危険がある。憲法13条の自己情報コントロール権に反するマイナンバーの利用拡大はやめること。</li> </ul>	<p>インセンティブには、「金銭的報酬」といった意味合いのほか、「意欲を起こさせるもの」「刺激となるもの」といった意味合いが含まれていると考えています。</p> <p>「個人インセンティブ」を活用した仕組みや事業の実施にあたっては、国が示す「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」などに沿い、適切な運用となるよう取り組んでまいります。</p> <p>ご指摘の「蓄積したデータを分析・活用していく」の記載については、「② 健康づくり支援プラットフォーム整備等事業の実施」の表題を掲げたうえでの記載であり、健康づくり支援プラットフォーム(通称アスマイル)に関する記述です。</p> <p>国保運営におけるマイナンバーの活用をはじめ、国保運営に関する個人情報の取扱いについては、国保法や関係法令に基づき、適切に取り組んでまいります。</p>
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この間、「地域医療構想」や「国保都道府県化」などを通じて、都道府県の権限強化が図られ、市町村の「医療体制」と「保険料」に介入する仕組みが導入された。次は生活保護受給者や後期高齢者まで都道府県の監視の下におき、「頻回受診」や「長期入院」を減らして医療費を抑制しようとしている(10／8財政審社会保障分科会)が、地域住民の健康権、受療権をいかに保障するかという議論が決定的に不足している。また、「インセンティブ」という名の実質的ペナルティによって市町村統制が強化されているが、市町村の自治権を制限する方針は撤回すべきである。</li> <li>・地域医療構想はまちづくり計画に位置付けて地域で考え作っていくべきものであり、地域の医療保障や介護保障、そして社会福祉の保障についての議論は、住民の参画なしに行うべきでない。素案では府と市町村の連携や市町村間の連絡調整ばかりが強調され、いかに住民の実態や要望を汲み取るかの記載がない。住民の参加を位置付けること。また、本当に府と市町村が対等な立場で協議しようと思えば、「府2号インセンティブ」のように市町村への統制を強める仕組みは廃止すべきである。</li> </ul>	<p>国における国保制度改革は、増大する医療費や、国保の構造的課題などを背景として、国民皆保険を支える国保制度を、将来にわたって持続可能なものとするため、「公費による財政支援の拡充」と「運営の在り方の見直し」を二つの柱として実施されたものと認識しています。</p> <p>また、府としては、超高齢化社会の進展により、医療費の増加が見込まれる中、医療費の伸びをできる限り抑制し、ひいては被保険者の負担を抑制するためには、府民の健康づくりや医療費適正化の取組みの推進が必要であるとの認識の下、府の制度設計においては、「被保険者間の負担の公平化をめざす」にあわせ、「予防・健康づくり、医療費適正化取組の推進」を国保運営方針の二本柱としています。</p> <p>運営方針の策定(見直し)にあたっては、市町村等との意見交換、検討・協議を経て、国保法に基づく市町村への意見聴取を実施し、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき府民の皆様からご意見を募集したうえで、被保険者代表、保険医及び保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表で構成される府国民健康保険運営協議会への諮問、答申を得て、府知事が決定します。</p> <p>引き続き、府としましては、このような策定経過から、国保運営方針を踏まえ事務を実施する市町村を評価するとともに、予防・健康づくり、医療費適正化に積極的に取り組む市町村を重点的に支援し、被保険者自身が疾病予防や健康づくりに取り組むインセンティブとなる仕組みづくりを行うなど、府民の健康施策の充実に努めてまいります。</p>

No.	意見等	府の考え方
56	<p>・運営協議会メンバーのうち「被保険者代表」は公募制とし、利用者の声を反映させること。「公益代表」は府会議員からも選出すること。</p> <p>・この間、2019年度、2020年度分の調整会議資料が2020年9月にまとめて府のHPにアップされた。言うまでもなく、府が保有する情報は、本来は府民のものであり、原則府は自らすすんで情報公開を推進する責務がある。また、府は共有した情報を府民の生活と人権を守ることに役立て、その諸活動を府民に説明する責務を負う。府主導で全国に先駆けて行った「国保府内統一化」について、府民的検証の土台となる資料は直ちに公開し、府民からの要望・質問には真摯に応えること。</p> <p>・コロナ感染症による影響は長期化することが予想され、次期運営方針の対象期間となる3年はコロナ感染症への対策・対応が不可欠となる。p36では、コロナ長期化による医療費や保険料収入への影響についての見通し等は触れられているが、コロナ禍における府の役割についての記載(最後の3行)が大変消極的なものにとどまっている。国保の「都道府県化」で、都道府県が財政運営の責任主体として市町村と一緒にになって国保制度の運営に責任を持つようになったにも関わらず、「重大な影響が生じていると認められる場合には、状況を把握・分析し…」などと事後の対応に終始しているのは理解に苦しむ。府は国民皆保険制度の根幹を担っている自覚を持ち、市町村とともに被保険者の命と健康を守るためにあらゆる手段を講じる旨明記すべきである。</p> <p>・コロナ禍で国の財政支援を受け、国保料減免や傷病手当が創設されたが、「前年の収入がゼロやマイナスの人は対象外」(減免)、「事業主、フリーランスが対象外」(傷病手当)などあまりに不十分である。国に必要な施策を求めるのはもちろん、国が実施しないなら府独自で財政を投入して支援対象を広げること。また、厚労省の事務連絡やQ&amp;Aに明記されていない運用については、市町村によって解釈・対応が異なり、住んでいる地域によって運用が異なるという矛盾が生まれている。減免や傷病手当については市町村が裁量を持つのは当然だが、決定のために必要となる情報の取得(厚労省への照会など)は市町村からの要望待ちにならず、府が積極的に行うこと。府が単なる情報伝達機関でなく、被保険者の命と健康を守るための主体的な役割を發揮するよう求める。</p>	<p>府国保運営協議会の構成は、国保法に基づき条例で定めており、委員については、公共性の高い団体からの推薦を得て委嘱することとしています。また、府議会議員については、国保運営協議会で審議される事項は、議会における条例・予算等の審議で関与いただくことが可能であることから、府議会からの推薦は求めないこととしています。</p> <p>また、会議資料については、速やかに公表するよう、努めてまいります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響については、医療費や保険料収入、被保険者数の動向等、現時点では想定が困難な事象が多く、具体的な措置を行うためには、客観的な指標を元に検証等を行う必要があると考えます。</p> <p>今後、客観的な指標等により、重大な影響が生じていると認められる場合には、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」や「府国保運営協議会」の意見を聴き、運営方針の趣旨に沿った対応措置を別途設けることとしています。また、新型コロナウイルスに関する国保料減免や傷病手当金の取扱いについては、国からの通知を各保険者に周知し、各保険者からの質問疑義事項を府で取りまとめ、国に照会し、順次情報提供を行っています。</p> <p>今後とも、国保運営上、必要な情報については、市町村と連携しながら情報収集・提供に努めてまいります。</p>
57	<p>安心して社会生活をおくる為に、社会保障制度の充実が自治体の責務とされている。『自治体が収納率向上の為に自治体職員に滞納整理の知識・技術習得研修』とあるが、自治体の責務との関係から相いれない。『自治体が収納率の向上の為に、滞納者の生活によりそった相談活動・制度づくりの研修』こそ必要ではないでしょうか?生活しながら払える保険料についての議論を望みます。保険料は旧住民税率の10%を上限に制度設計していただきたい。</p>	<p>国保制度は、「社会保険」の一つとして日本の社会保障の中心をなすものと認識しています。また、国保の保険財政の安定的な運営や被保険者の保険料抑制を図るためには、収納率の向上は必要不可欠です。このため、「収納担当者研修会」については、収納担当職員に滞納整理に必要な知識・技術を習得するため、研修会を通じて収納担当職員の資質の向上に努めてまいります。</p> <p>なお、保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。</p>

No.	意見等	府の考え方
58	<p>・大阪府は「府内統一化」で府下市町村の国保料や減免基準の統一だけでなく、減免の事務運用まで統一しようと、2020年度から減免基準と事務運用の両方を統一した市町村にのみ、減免にかかる費用を支出する方針を打ち出した。府の定めた減免事務運用に従えば、従来より減免の対象保険料が少なくなる市町村も多くあり問題である。減免事務運用はもちろん被保険者にとって不利益となる事務の統一はやめること。そもそも国保運営方針で事務の広域的運営を諂うなら、その事務の内容については府民に公開し、説明すべきである。減免事務運用(「大阪府国民健康保険運営方針『別に定める基準』に基づく保険料減免事務運用手引き」)を府HPで公開し、府民の検証を受けること。</p> <p>・資格証明書の発行で、10割負担となり受診抑制から重症化するケースが全国で報告されている。一方、これまで国保料の納期から1年以上経過した滞納保険料がある世帯主を「長期滞納者」とし、制裁として保険証を取り上げて資格証を交付してきた名古屋市が、資格証交付が目的化して滞納整理の進捗が見られない案件が散見されることを理由の一つに、資格証を原則交付しない旨の方針を示した。横浜市でも同様に資格証の発行を取りやめている。収納率向上につながらない滞納者への制裁はやめ、被保険者の受療権を保障する必要がある。大阪府として資格証明書発行を取りやめ、全ての被保険者に保険証が行き渡るよう、府下市町村を支援すること。</p>	<p>平成30年度からの現行制度では、「大阪府で一つの国保」として、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになります。</p> <p>国保は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」であるべきと考えています。</p> <p>減免についても、保険料率と同様に「被保険者の負担の公平化」を図ることとしているものです。</p> <p>資格証明書交付について、大阪府においては、滞納者に特別な事情がないことをしっかりと把握したうえで交付するよう周知徹底しており、引き続き、適切な運用となるよう指導していきます。</p>
59	国保料は今でもかなり高額です。コロナ禍で生活がどんどん厳しくなってきている中、今以上に国保料があがったのでは、安心して暮らすことなど程遠くなります。特に統一国保料については、見直しをお願いします。	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度においても継続されるよう要望をしております。</p>
60	毎年値上げされている国保料、2020年はコロナに始まり、コロナで終わりそうです。終息の見とおしもたたず、厳しい一年となりました。値上げせず、コロナ減免をもっと広く手厚く困難者を助けられる制度に、行政の力を発揮して下さい。	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行ってまいります。また、国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えているため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する国の財政支援についても、令和3年度においても継続されるよう要望をしております。</p>